

# 納税証明書

(その4・滞納処分を受けたことのない証明用)

住所(所在地) 東京都文京区本駒込2丁目27-15

氏名(名称) 財団法人 公益法人協会

代表者 理事 太田 達男

自 平成17年 4月 1日

間、当署における国税の滞納により、滞納処分を受けたことがない。

至 平成20年11月12日

以下余白

管(証明)第 号

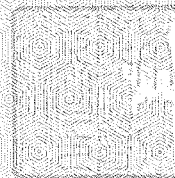
002950

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成21年 2月 19日

本郷税務署長

財務事務官 西野 克一



711179124

証明

証 明 書

申請者

住 所 東京都文京区本駒込2丁目27-15

フリガナ りがな ざいだん けいじん けいこうじん けいこうかい

氏 名 財団法人 公益法人協会

証明を必要とする理由	公益法人認定法に基づく認定申請のため
------------	--------------------

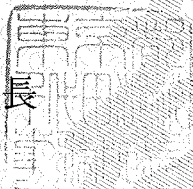
上記の者は、東京都都税条例第4条の3第1項の規定による 千代田都税事務所長の権限の範囲内において滞納処分を受けた者でない。

証 第 600004 号

上記のとおり証明します。

平成 20 年 12 月 26 日

東京都千代田都税事務所長





20文総税第733号

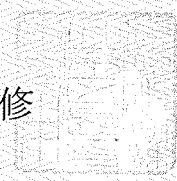
平成21年3月17日

財団法人公益法人協会

代表者 理事 太田達男 様

文京区長

成 澤 廣 修



滞納処分に係る特別区税の納税証明書

貴法人に対する平成17年度から平成20年度までの特別区税に関するの徴収金はありません。

したがって、貴法人に対する滞納処分がないことを証明します。

